

# 年金と仕事

同じペースが続くように思えるリタイア後の収入ですが、実際には、年金額が変更になつたり、生命保険の受け取りがあつたりと、年齢によつて入つてくるお金が変わります。収入予定表を使って、今後の収入の見込みを把握しておきましょう。

## これから収入を 予想しよう

これから時間、やりたいことを一つでも多くかなえたり、もしもの入院や介護に備えて資金を準備するため、毎月の赤字はできるだけ抑えたいものです。そのためには、収入と支出の2つの方向から考えることが大切です。

まずは収入です。7ページでは現在の収入を記入しましたが、今後も同じ金額が続く人はまれでしょう。すべての年金受け取りが開始するのはまだ先の人もいるでしょうし、まだ働いている人や、これから働きたい人もいるはずです。

内閣府が行つた高齢者の経済生活に関する意識調査でも、「いつまで働きた

いか?」の質問に、ほとんどの人が、60歳以降なるべく働きたいと答えたという結果が出ています。

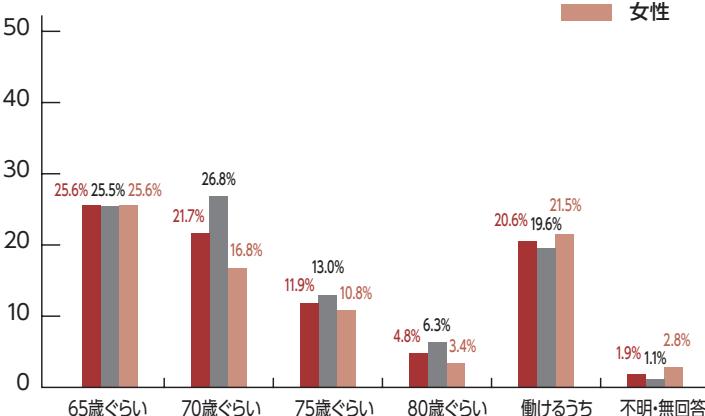
60歳を過ぎてからの働き方は、現役時代と同じ仕事を続ける以外にも、いつたん退職して、新たに別の仕事を始めるという選択肢もあるでしょう。今も会社勤めを続けている人は、会社の制度として何歳まで働けるのかと合わせて、給与の水準が今後どう変わるのかを確認しておくとよいでしょう。

再就職先を探す場合は、ハローワークが頼りになります。高齢者専用の相談窓口もありますし、講習やセミナー、支援プログラムなども準備されています。

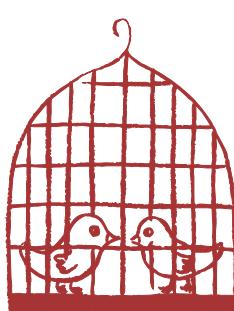
短期や臨時の仕事を探すなら、シルバー人材センターに登録する方法もあ

■ いつまで働きたい?  
(何歳まで収入を伴う仕事をしたいか)

■ 全体  
■ 男性  
■ 女性



出典:令和元年度「高齢者経済生活に関する調査結果」内閣府より抜粋

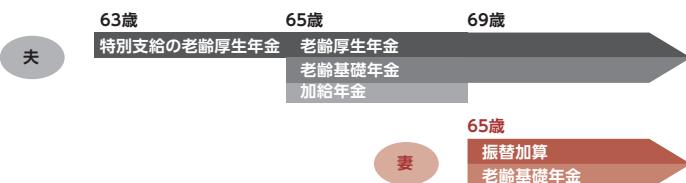


■ 年金、いつからもらえる? (夫/昭和32年6月生 妻/昭和36年10月生の場合)

●夫婦とも国民年金の世帯



●会社員の夫・専業主婦の妻の世帯



## 年金の額 変わり続ける

公的年金制度には複雑な決まりがあ

ります。公園や屋内の清掃、育児代行、駐輪場の管理、パソコン指導など、様々な仕事があるので、自分のスキルに合わせて選べるでしょう。収入は、月10日前後働いて5万円程度が目安です。

り、年金額は年齢とともに変わります。 大まかには、働き方にかかわらずもらえる老齢基礎年金は、65歳から支給開始です。現役時代、厚生年金に加入していた人は、これに合わせて老齢厚生年金がもらえます。こちらはかつて60歳から支給されていたのですが、制度の改正により、現在段階的に支給開始の年齢が引き上げられています。この影響で、現在の年金額は、本来もらえる額の一部という人も多いでしょう。年金がいつから満額もらえるかは、生年月日や性別によって異なり、すべての人が満額になるのは65歳からになります。たとえば、男性の場合、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた人は、62歳から一部、65歳から満額が支払われます。上図のように昭和32年6月生まれの男性は63歳から一部、65歳から満額となります。

また、65歳未満の配偶者や18歳未満の子どもがいる場合、一定の要件を満たせば、老齢厚生年金にプラスして、加給年金といって家族手当のようなもののが付く場合もあります。

結局のところ、年金は何歳から、いくらもらえるのか、自分では正確など

の年金額は、年金事務所で照会できるので、一度足を運んでみることをおすすめします。

ここで教えてもらえる金額は、現在の制度に基づいて試算した、かなり正確なものではありますが、その後の制度の変更や、自分の働き方で変わる場合もありますので、あくまでも目安と考えてください。

自分の年金額に予想がついたら、15ページの収入予定表に記入しましょう。まず、夫婦それぞれのこれから収入と年金額の予定、さらに、個人的に加入している民間の年金の受取額や生命保険の満期金、子どもからの仕送りや家賃収入なども併せて書き込みます。

今後の収入の見込みが立てば、生活のレベルをどの程度にすればよいかの目安になるでしょう。また、完成した表を見て、本格的な年金受給開始までの収入が少ないと感じたら、収入アップの可能性を探るなど、今後のマネープランを考える材料にもなるはずです。

**年金をもらう人も  
働きやすい仕組みに**

60歳以降も働いて収入を得られるなら、生活に余裕が生まれ、精神的にも張り合いがあることでしょう。政策面でも定年を70歳まで引き上げるよう促すなど、より長い間働き続けられる環境

この在職老齢年金制度は、会社員や公務員など厚生年金に加入しながら働く人が対象で、自営業の人は年金への影響はありません。

の年金額を増やすことができます。2022年4月以降は、毎年10月に増加した分が年金額に反映されます。長く働き、厚生年金に加入し続けることで年金額の増加を実感できる仕組みに改正されました。なお、厚生年金への加入は原則70歳まで可能です。

## 公的年金の繰り下げ受給

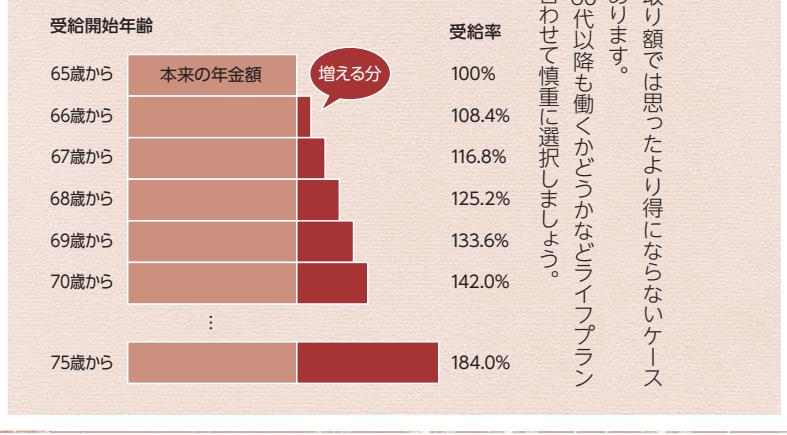
手取り額では思つたより得にならないケースもあります。

60代以降も働くかどうかなど「ライフプラン」に合わせて慎重に選択しましょう。

受給率  
00%  
08.4%  
16.8%  
25.2%  
33.6%  
42.0%  
84.0%

卷之三

#### ■繰り下げ受給による年金の増え方



## ■ 収入予定表 <記入例>

(年額:円)

年齢		年金		給与等		生命保険等		その他 (長男の仕送り)	その他 ( )	合計
夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻			
60	56			240			60			300
61	57			240			60			300
62	58			240			60			300
63	59	140					60			200
64	60	140					60			200
65	61	220	70				60	10		360



**今すぐチェック!**

記入してみましょう

■ 収入予定表

(年額:円)